

令和4年度第2回林野庁入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所		令和4年9月28日(水曜日)林野庁入札室			
委員		佐々木 直彦(公認会計士、税理士) 菅 沼 真(弁護士) 近 田 直 裕(公認会計士、税理士)			
審議対象期間		令和4年4月1日～令和4年6月30日			
審議対象案件		123件	うち、1者応札案件 46件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 4件		
抽出案件		6件 (抽出率 5%)	うち、1者応札案件 4件 (抽出率 9%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2件 (抽出率 50%)		
抽出 案件 内訳	工事	一般競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
		指名競争	公募型指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			工事希望型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			その他の指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			随意契約	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
	業務	一般競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
		指名競争	公募型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			簡易公募型競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			その他の指名競争	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			随意契約	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
		随意契約	公募型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			簡易公募型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			標準型プロポーザル	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
			その他の随意契約	- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件
		物品・ 役務等	一般競争	4件	うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
	指名競争		- 件	うち、1者応札案件 - 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
	随意契約(企画競争・公募)		1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
	随意契約(その他)		1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 - 件	
	(特記事項) ・抽出の6件については、落札率の高かった契約等を抽出した。				
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問		
回答等					
		(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)		
		(別紙のとおり)	(別紙のとおり)		
委員会による意見の具申又は勧告の内容		該当なし			
[これらに対し部局長が講じた措置]		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px;"></div> </div>			

事務局: 林野庁林政部林政課会計経理第1班

(注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見 ・質問、それに対する回答等</p>	<p>抽出契約について 〔抽出番号1：令和4年度森林経営管理制度円滑化対策研修運営委託事業〕</p> <p>・令和3年度から一般競争入札に変更した理由は何でしょうか。</p> <p>・入札金額に3倍くらいの差がありますが、何が理由だと思いますか。また、予定価格に対して落札額が低いです。問題なく事業は進んでいますか。</p> <p>・研修生の募集方法はどのように行っていますか。事業者にはコストはかかるのでしょうか。</p> <p>〔抽出番号2：令和4年度森林内における放射性物質実態把握調査事業〕</p> <p>・1者応札になった理由はどのように考えていますか。また、再委託部分を分割発注することは可能ですか。</p>	<p>・令和元年度と2年度は、研修の内容が固まっていなかったため、企画提案をしてもらう必要がありました。2年間の実績で研修内容が固まったため、一般競争入札に変更しました。</p> <p>・考えられるものは、連絡調整業務が多いので、連絡調整にかかる人件費をどのくらい見込むかで変わるのではないかと思います。事業については、連絡を密にとりながら進めており、問題なく進んでいます。</p> <p>・県を通じて対象となる者を募集していますので、広告をするなどのコストはかかりません。</p> <p>・森林内における放射性物質の動態をモニタリングし、結果を踏まえたデータ分析や学術的な検討を行っているため、知見を蓄積している研究機関以外は難しいかも知れません。再委託部分も含めてデータを同じ条件で調整し、同時に複数の場所で試料採取の上、一斉にデータ分析等をする必要があるため、難しいと考えています。</p> <p>・基本的には調査分析にかかる技術</p>

・予定価格を作成するときの根拠はありますか。

者給と調査事業のための資材費を計上しています。

・過去の報告書は、公告期間に見られるようになっていませんか。

・モニタリング調査は過去からの推移が非常に重要ですので、過去の報告書の閲覧、貸出は可能です。

〔抽出番号3：令和4年度森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業〕

・落札率が低かった要因は何だと考えていますか。

・今年度落札した事業者は、昨年度も入札に参加して落札できなかったため、簡単に言うと、競争原理が働いたということかと思います。

・今年度入札に参加した2者以外の参入は難しいのでしょうか。

・森林林業の技術と、ボランティア団体等への指導技術等の知識や指導力が必要になるので、両方兼ね備える業者は少ないと感じています。

・交付金の使い方も評価・検証するのでしょうか。

・無関係なことに使っていないかなどは、中間支援組織である地域協議会が審査することになります。本事業では、活動内容を収集して分析をし、交付金がどのような活動に利用され、どのような効果がもたらしているかを評価検証しています。

〔抽出番号4：令和4年度避難指示解除区域等における森林施業等実証事業（土壌等調査）〕

・予定価格はどのように算出していますか。また、落札率が高い要因はどのように考えていますか。

・人件費は国交省の技術者給単価を参考に、旅費等は林野庁予算要求単価に基づき、検体の分析費用は各民間業者での単価を参考にして算出しています。間伐の部分は林野庁の規定に基づいて算定しています。落札率については、継続的に行ってい

る事業でもあり、同じ業者が落札しており、人件費や道具などの固定費があまり変わらないからではないかと思います。

・共同事業体で応札するメリット、デメリットはありますか。

・1者だけでは事業を請負うことができない場合は、共同事業体による応札も認めています。再委託という方法もありますが、再委託の場合は、再委託できる部分や金額に制約があります。

・応札者を増やすのは難しいでしょうか。

・森林施業と放射性物質の両方の知見が必要になるため、対応できる事業者はあまり多くないと考えています。

〔抽出番号5：令和4年度国有林GIS運用・管理・保守業務〕

・今回は不落随契ということですが、予定価格を下回らなかった特別な理由はありますか。

・予定価格は基本的には前年度と同じ考え方で積算しています。今年度予定価格を下回らなかった特別な理由はないと考えています。

・人件費の上昇が予定価格に反映されていないということはないですか。

・人件費は、公表されている積算単価から算出しています。ただし、これが実勢をとらえきれていない可能性はあります。

・令和7年度から新システムになるということで、残り2年を複数年契約で額を下げることはできないでしょうか。

・令和6年度まで現行システムを運用する予定ですが、新システムが想定より早く完成する可能性もあり、令和5年度と令和6年度は分けて発注したいと考えています。

・

〔抽出番号6：令和4年度CLT・LVL等の利用拡大のための環境整備（中高層建築物における木材利用の環境整備）〕

・ 契約金額はどのように決めていますか。

・ 民間事業者でもできる内容でしょうか。

・ 企画競争か総合評価落札方式にする一般的な基準はありますか。

総合評価落札方式に変更していくことはありますか。

・ 公示の際に目安の金額を明示しています。その金額内で事業者が企画提案し、採択した企画提案内容を基に予定価格を作成し、見積価格と比較し、予定価格以内であればその金額で契約することになります。

・ 建築物と木材は密接に関係する分野ですので、両方の知見を有している業者は複数いると考えられますが、結果的に1者だけの提案が続いている状況です。

・ 国が仕様書を固めて出すものが総合評価落札方式であるが、そもそも木造中高層建築物がなかなか少ない中で国の知見だけで仕様書を固めることができず、高度な知見を持っている方から仕様を含めて提示してもらう必要があるものは企画競争としています。

国においても知見がたまっていけば総合評価落札方式に変わっていくことも考えられますが、まだその段階には至っていない状況です。

その他

・委員会としての意見はなし。